

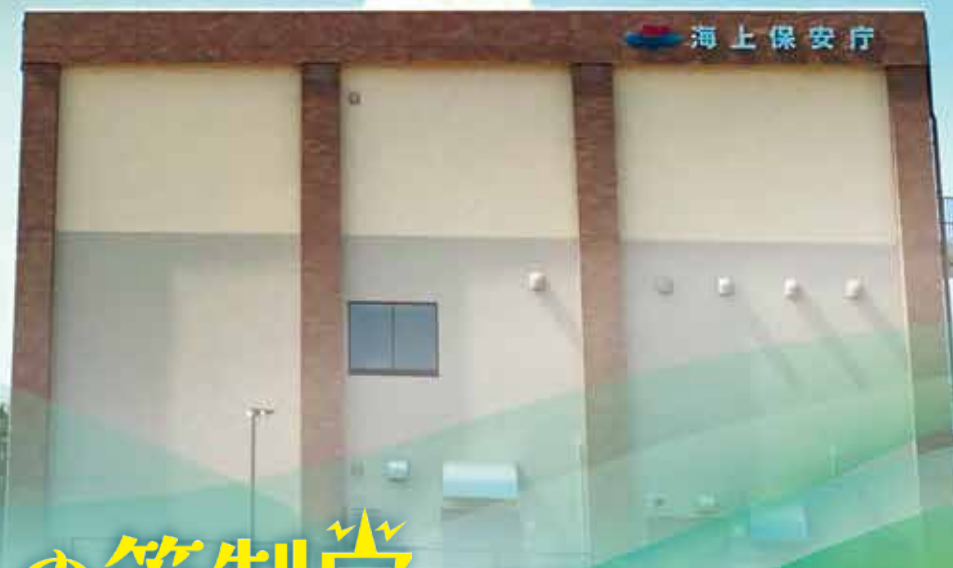
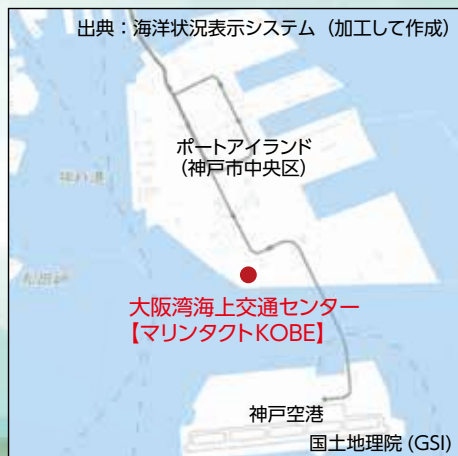
JCG 大阪湾海上交通センター

マリントクトKOBÉ

移転・機能強化

海の指揮者として
安全・安心を守ります

マリントクトKOBÉという愛称は、海上交通センターが船を正しく導く様子をオーケストラで指揮者がタクトを振る姿と捉え、“航路のハーモニー”を奏で続けることを願って名付けられました。



JAPAN COAST GUARD
海上保安庁では、

海の管制官を募集しています!

第五管区海上保安本部交通部

TEL 078-391-6551 (代表)

大阪湾海上交通センター
(マリントクトKOBÉ)

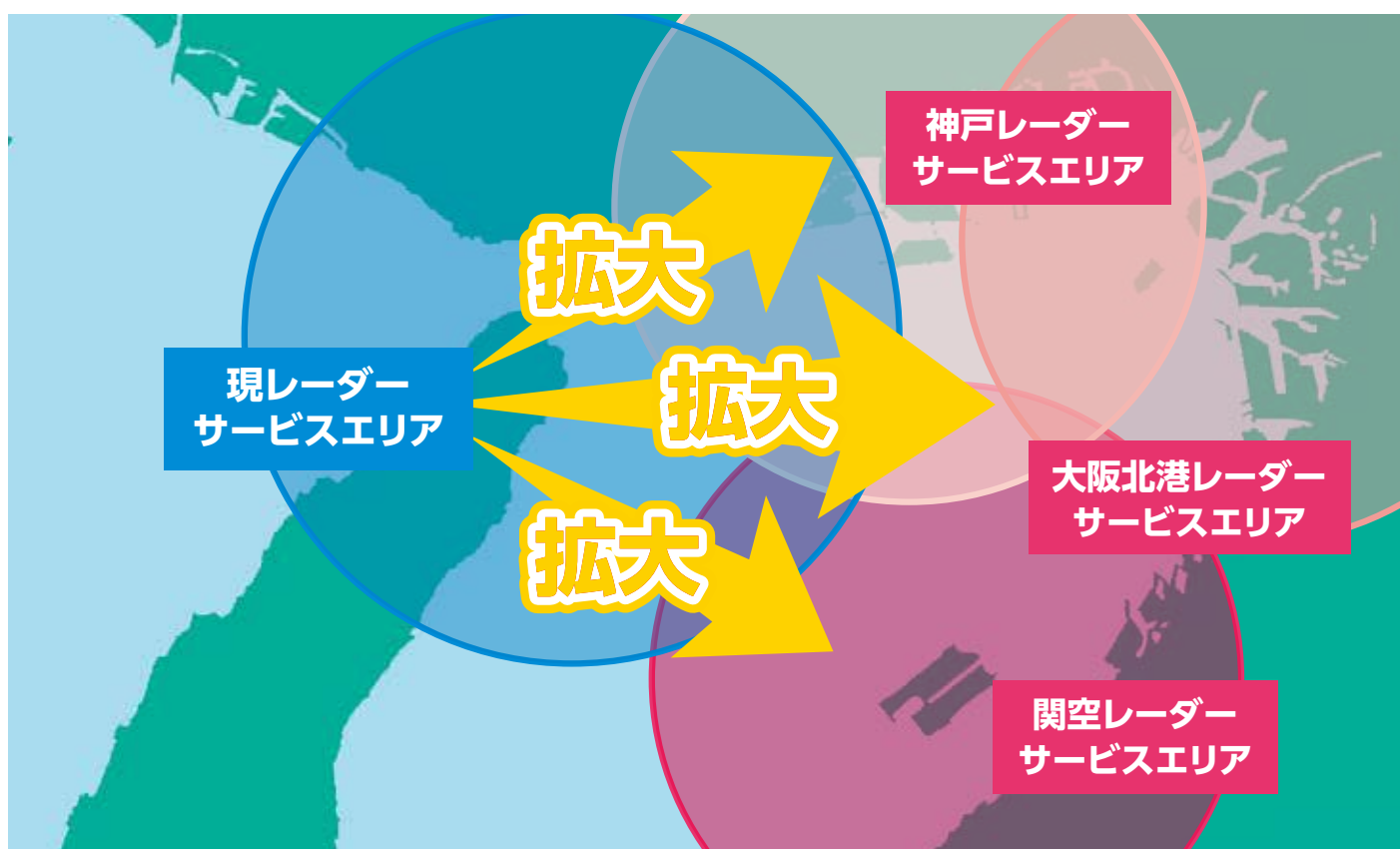
TEL 078-381-9118



大阪湾海上交通センター機能強化の概要

- レーダーサービスエリアを拡大します。
- ポートアイランドに移転し、阪神港大阪区・堺泉北区及び神戸区の港内交通管制を大阪湾海上交通センターで統合運用します。
- 船舶の安全航行のため拡大される情報聴取義務海域において情報提供等を行います。

レーダーサービスエリアの拡大イメージ



大阪湾海上交通センターの概要

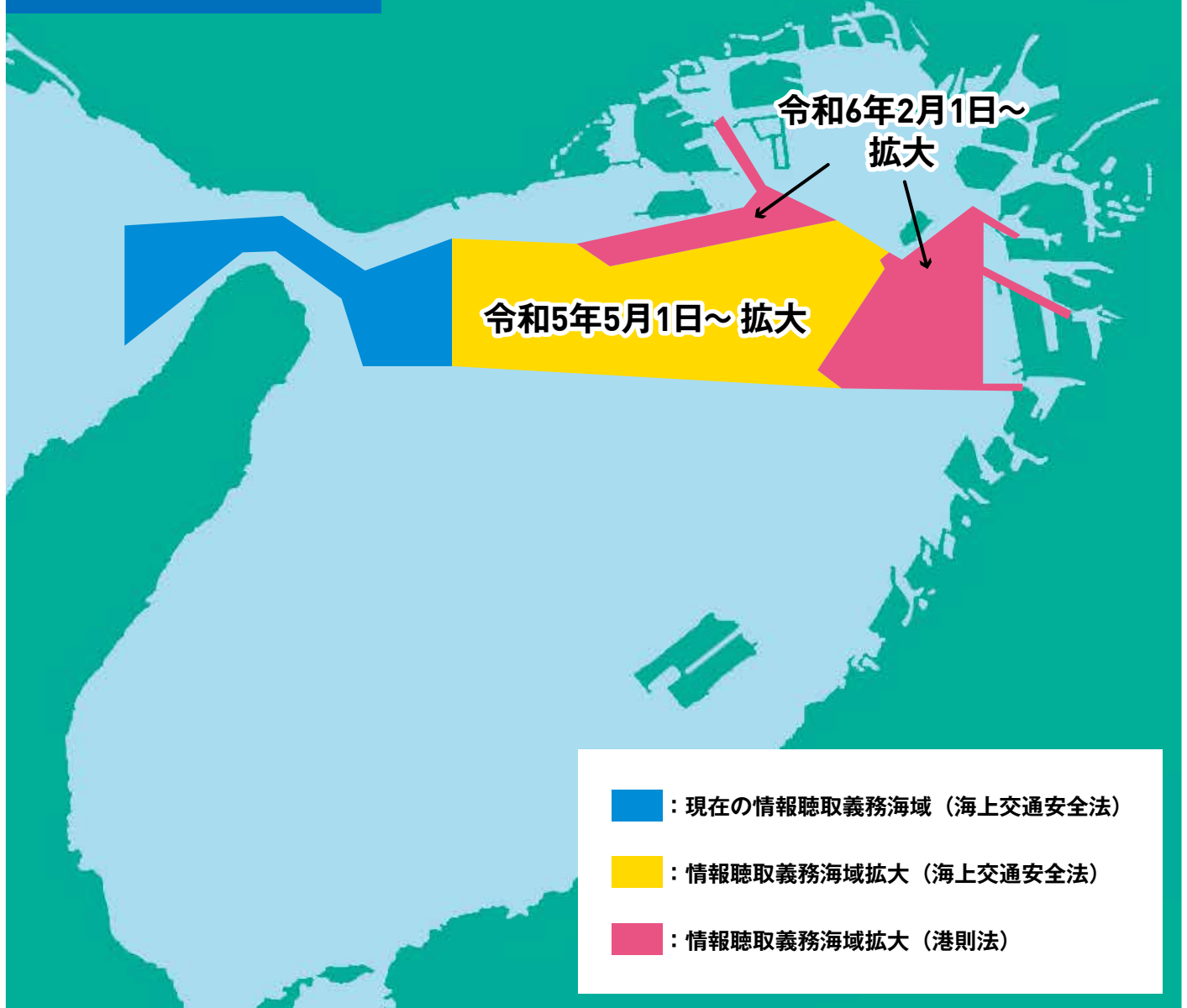
大阪湾海上交通センターは、レーダー、AIS、気象観測装置等によって得られる航行船舶の動静、気象現況等の情報をもとに、レーダーサービスエリア等を航行する船舶に対して船舶の安全運航に必要な情報提供等を行い、船舶交通の安全確保を図っています。

情報聴取義務(常時)

適用:令和5年5月1日～, 令和6年2月1日～

大阪湾北部海域を航行する船舶に対し、大阪湾海上交通センターが VHF 無線電話で提供する情報の聴取義務海域が拡大されます。

情報聴取義務海域(常時)



情報聴取の対象船舶

海上交通安全法適用海域では、長さ 50 メートル以上の船舶

港則法適用海域では、総トン数 500 トンを超える船舶

情報提供等

情報聴取義務海域において、大阪湾海上交通センターから船舶の安全航行を支援するための情報提供等を行います。

情報聴取義務(異常気象等時)

適用:令和5年5月1日~

異常気象等*時に、大阪湾内の船舶交通に危険が生じるおそれのある場合、関西国際空港周辺海域の船舶に対し、大阪湾海上交通センターが VHF 無線電話で提供する情報の聴取義務海域が設定されます。

*異常気象等とは、台風、発達した低気圧、地域特有の季節風に伴う荒天その他地震に伴い発生する津波等、通常とは異なる気象又は海象をいいます。

情報聴取義務海域(異常気象等時)



情報聴取の対象船舶

異常気象等時における情報聴取義務海域に存在する長さ50メートル以上の船舶

情報提供等

異常気象等時において、大阪湾海上交通センターから船舶の安全航行を支援するための情報提供等を行います。

情報提供の開始(終了)

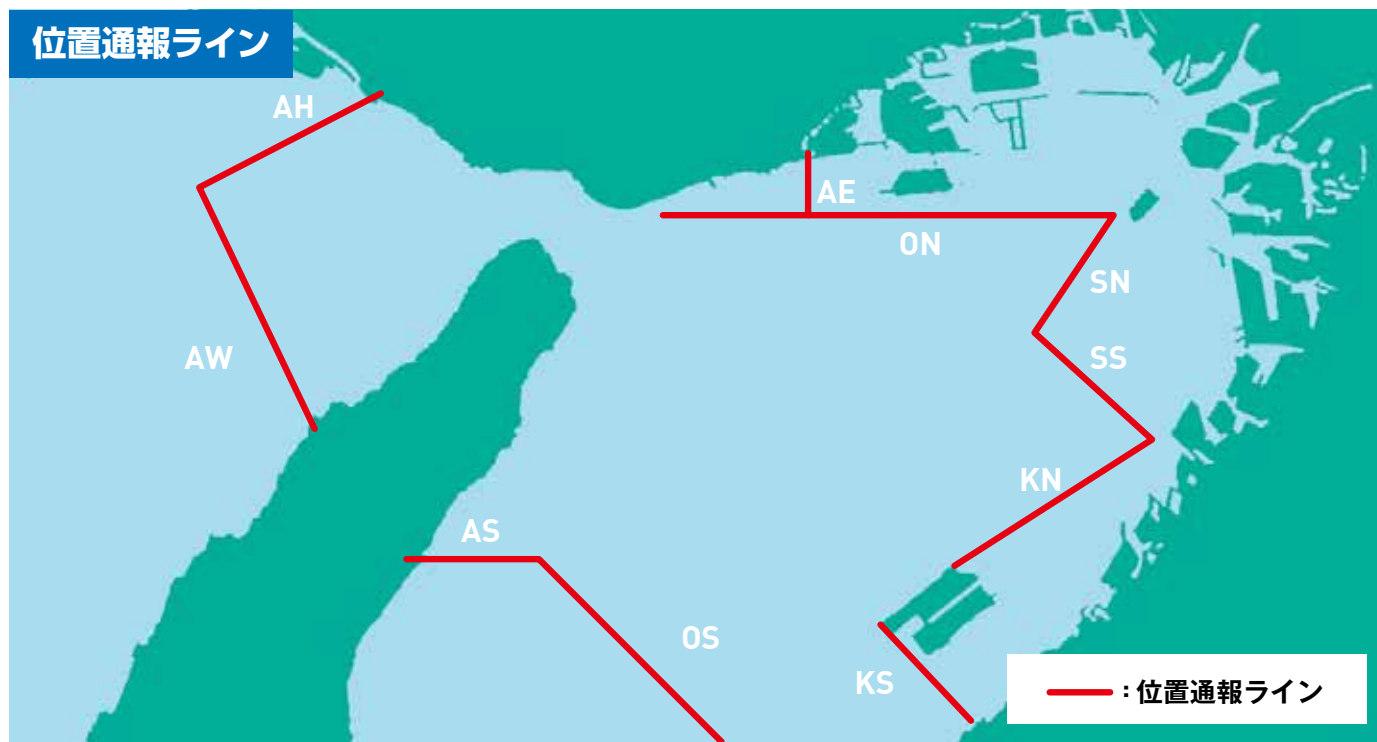
第五管区海上保安本部長が、異常気象等時に関西国際空港の陸岸から3海里内の海域に錨泊自粛勧告を発出(解除)することに併せ、大阪湾海上交通センターにより行われる情報提供の開始(終了)期間を公示します。

位置通報

適用:令和5年5月1日~

航路や情報聴取義務海域内に存在する船舶を把握するため、位置通報ラインを通過等する対象船舶は、大阪湾海上交通センターに対し VHF 無線電話等による位置通報をお願いします。

なお、AIS を搭載し、適切に運用している船舶は位置通報をする必要はありません。



対象船舶 (AISを搭載し、適切に運用している船舶を除く)

・長さ50メートル以上の船舶

・長さ100m以上の物件えい航船等

通報時期

- ・最初の位置通報ライン通過時
- ・錨泊船にあっては運航開始時
→運航開始時とは抜錨し、前進行き足をつけるときをいいます。

通報事項

- 1 船名及び呼出符号
- 2 現在位置又は通過した位置通報ラインの略称
- 3 運航開始又は通過時刻
- 4 行き先

目的港等の AIS 情報の不適正な
入力が散見されます。
適正入力をお願いします。

【よくある不適正入力】

- 例 1 >JP TYO
…目的港が前港のまま未変更
- 例 2 >KOBE JAPAN
…国及び港を不適正に入力
- 例 3 UKB
…国を表す記号や>の未入力

位置通報(例)



大阪湾海上交通センター

おおさかマーチス、こちらは〇〇丸。
位置通報します。
本船の呼出符号はJG0000、▲▲港を出港し、
現在●●ラインを通過中。
行き先は◎◎港■岸壁です。

〇〇丸、こちらはおおさかマーチス。
貴船の位置を確認しましたので、これで位置通報を
受け付けました。



〇〇丸

航路通報・事前通報

- ◆海上交通安全法の規定により、巨大船等が航路を航行しようとするときは、あらかじめ、航路航行予定時刻等を海上保安庁長官（海上交通センター所長）に通報しなければなりません。
- ◆港則法の規定により、省令で定める総トン数又は長さ以上の船舶が水路を航行しようとするときは、あらかじめ、水路航行予定時刻等を港長（海上交通センター所長経由）に通報しなければなりません。

通報方法

NACCS による通報

NACCS (<https://www.naccs.jp/>) はこれまでどおり利用できます。



NACCS

メールによる通報

適用: 令和5年10月1日～

阪神港大阪区・堺泉北区及び神戸区の港内交通管制を大阪湾海上交通センターで統合運用します。メールによる通報時は航路通報・事前通報の共通様式が使用できます。

※通報先メールアドレスは大阪湾海上交通センターにお問合せ下さい。

※共有様式の
入手は

こちらから→



エクセル版



PDF 版

電話等による通報

適用: 令和5年3月12日～(航路通報)
令和5年10月1日～(事前通報)

航路通報

現行	明石海峡航路	電話: 0799-82-3030, 0799-82-3032
令和5年3月12日～	明石海峡航路	電話: 078-302-7611, 078-302-7612

事前通報

現行	神戸中央航路(神戸区)	電話: 078-326-2630
	南港水路・木津川運河水面(大阪区)	電話: 06-6599-0175
	堺水路(堺泉北区)	電話: 06-6599-0176
	浜寺水路(堺泉北区)	電話: 06-6599-0177
令和5年10月1日～	神戸中央航路(神戸区)	電話番号は決定次第、 HP等で別途お知らせします。
	南港水路(大阪区)	
	堺水路・浜寺水路(堺泉北区)	

VHF 無線電話による通報

適用: 令和5年10月1日～

海上交通安全法及び港則法に基づく通報等で用いる VHF 無線電話による呼出名称を「おおさかマーチス」に統一します。

※阪神港大阪区・堺泉北区における VHF 無線電話による情報提供等は、令和5年9月30日までは引き続き呼出名称「おおさかハーバーレーダー」で行います。

大阪湾海上交通センターで使用する
VHF 無線電話の CH

16CH: 呼出及び応答
13CH: 呼出及び通信
14CH 及び 66CH: 通信

※海上交通安全法の航路通報に併せて港則法の事前通報を行う場合は、港内の係留施設名及び管制水路入航予定時刻を追加する又は上記のメールによる通報時の共通様式を使用して下さい。

※書面による通報の場合は、大阪湾海上交通センターに持参又は郵便より提出して下さい。
大阪湾海上交通センター 〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町7-2-22